○国土交通省告示第五百八十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成三十年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＫＡＴ	143026	湘南丸	平成30. 1.23
７ＫＢＶ	143159	ＣＯＲＯＮＡ　ＷＩＳＤＯＭ	30. 1.25
７ＫＣＨ	143196	ＪＦＥヴィーナス	30. 1.18
７ＫＣＮ	143211	ＳＯＵＴＨＥＲＮ　ＨＩＧＨＷＡＹ	30. 1.22
ＪＤ4281	143092	宝満山丸	30. 1.30
ＪＤ4298	143122	八戸丸	30. 1.17
ＪＤ4300	143124	仁和丸	30. 1.12
ＪＤ4311	143143	隆政丸	30. 1.15
ＪＤ4313	143145	聖嘉	30. 1. 5
ＪＤ4315	143148	海風	30. 1.18
ＪＤ4316	143150	第五名城丸	30. 1.25
ＪＤ4321	143158	わかちどり	30. 1.23
ＪＤ4323	143162	只見丸	30. 1.17
ＪＤ4330	143171	大福丸	30. 1.18
ＪＤ4333	143181	永田丸	30. 1.16
ＪＤ4334	143182	たちばな	30. 1.22
ＪＤ4336	143189	第七げんかい	30. 1.30
ＪＤ4339	143194	三栄丸	30. 1.31
ＪＤ4340	143195	海運丸	30. 1.26
７ＪＺＢ	142885	ＥＱＵＵＬＥＵＳ　ＬＥＡＤＥＲ	30. 2.19
７ＪＺＯ	142916	ともり	30. 2.19
７ＫＡＬ	143006	とぐち	30. 2.19
７ＫＢＣ	143063	きたかみ	30. 2.20
７ＫＢＪ	143090	健太丸	30. 2.19
７ＫＢＹ	143169	ひたち	30. 2.20
７ＫＢＺ	143172	日興丸	30. 2.19
７ＫＣＣ	143183	津梁丸	30. 2.15
７ＫＣＩ	143198	ＩＮＯ　ＨＯＲＩＺＯＮ	30. 2.20
７ＫＣＬ	143208	ＰＥＧＡＳＵＳ　ＩＳＬＡＮＤ	30. 2.26
ＪＤ4280	143091	海陽丸	30. 2. 5
ＪＤ4286	143102	おおえど	30. 2.14
ＪＤ4301	143126	ましろ	30. 2.22
ＪＤ4320	143157	フェリーとしま２	30. 2.20
ＪＤ4322	143160	第八実穂丸	30. 2.15
ＪＤ4325	143166	第十八昭徳丸	30. 2.15
ＪＤ4326	143167	海成丸	30. 2. 1
ＪＤ4327	143168	第十五昭徳丸	30. 2.15
ＪＤ4328	143111	ななしま	30. 2. 9
ＪＤ4331	143179	光進丸	30. 2.14
ＪＤ4346	143205	第八福寿丸	30. 2.20
ＪＤ4348	143209	あさひ	30. 2.21
ＪＤ4352	143215	寿吉丸	30. 2.21

○国土交通省告示第五百八十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成三十年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＡＤＹ	128866	センチュリーリーダー３	平成30. 1.24
ＪＬＰＱ	123721	とかち	30. 1.16
ＪＭＴＨ	131186	第二はやぶさ丸	30. 1. 4
ＪＱＬＧ	121466	たかとり	30. 1.19
ＪＦ2170	120127	なお丸	30. 1.16
ＪＧ5556	136952	全建丸	30. 1.30
ＪＪ3743	131860	第八福神丸	30. 1. 5
ＪＫ5298	134054	隆政丸	30. 1.15
ＪＫ5335	134692	葛城丸	30. 1.18
ＪＬ4984	126317	第二十一廣漁丸	29.12.21
ＪＭ2301	98938	みなと丸	30. 1.29
ＪＭ5694	130334	清春丸	30. 1.22
ＪＭ6324	133606	光昇丸	30. 1.25
７ＪＦＴ	141080	ＡＴＬＡＮＴＩＣ　ＴＩＧＥＲ	30. 2.27
７ＪＨＹ	141323	ＶＥＧＡ　ＤＲＥＡＭ	30. 2. 2
７ＪＯＭ	132084	第七天王丸	30. 2.16
７ＬＡＱ	131211	第二龍生丸	30. 2. 5
ＪＫＨＤ	130774	第五朝洋丸	30. 2. 9
ＪＤ2315	140398	茂丸	30. 2.16
ＪＤ2537	125547	五号あかさき	30. 2.23
ＪＥ3089	132237	八戸丸	30. 2.20
ＪＨ3014	127631	らいちょう	30. 2.28
ＪＫ5154	132564	龍光丸	30. 2.27
ＪＫ5373	134682	豊洋丸	30. 2. 5
ＪＬ5814	131472	五陽丸	30. 2.19
ＪＬ5924	132945	大東丸	30. 2. 7
ＪＬ6149	133878	明優丸	30. 2. 8
ＪＬ6220	133945	光進丸	30. 2.13

○国土交通省告示第五百八十九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月五日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
Ａ0614143	平成18. 3.13	126317	第二十一廣漁丸

○防衛省告示第七十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成三十年四月五日

防衛大臣　小野寺五典

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	平成三十年二月二十日から同年四月十五日まで	平成三十年四月十六日から同年七月十七日まで
（平成二十九年防衛省告示第百三十七号）		

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月五日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日野市大字川辺堀之内三五六番一から八王子市大和田町三丁目一〇六四番一まで	前	Ａ　一二一・〇〇～四四・一三メートル	五・四四八キロメートル	上記Ａ・Ｂ・Ｃ及びＤは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一三一・四二～六二・三四	〇・一六〇〇	
		Ｃ　八五・八五～五八・五九	〇・三四〇〇	
	後	Ａ　一二一・〇〇～四四・一三	五・四四八	
		Ｂ　一三一・四二～六二・三四	〇・一六〇〇	
		Ｃ　五・八五～五八・五九	〇・三四〇〇	
		Ｄ　〇・〇〇～一六・〇〇	一・〇〇〇〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北海道開発局告示第七十二号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付け建設省告示第八百三十七号を次のように改める。

関係図面のうち、第百八号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

（図面省略）